

八代市立八竜小学校
「いじめ防止基本方針」



平成26年4月策定
(令和3年改訂)

- 1 本校のいじめ防止基本方針について
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめのとらえ方
 - (2) いじめの未然防止について
 - (3) いじめの早期発見について
 - (4) いじめへの対処について
 - (5) 家庭や地域住民との連携について
 - (6) 児童会との連携について
 - (7) 関係機関との連携について
- 3 本校におけるいじめ等の実態
- 4 本校におけるいじめの防止等のための取組
 - (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - (2) いじめの未然防止のための取組
 - (3) いじめの早期発見のための取組
 - (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画
 - (5) 学校におけるいじめへの対処
 - (6) いじめの解消
 - (7) いじめへの対処の流れ
 - (8) いじめの防止等への取組の評価
- 5 重大事態への対処
- 6 基本方針の見直し及び公表

1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立八竜小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめの防止等の対策は、全ての児童一人一人の大切さを強く自覚し、その児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行う。

また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童等が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して実施する。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめのとらえ方

(定義) 法第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの問題は、生命または身体に重大な危険を生じさせる人権にかかわる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

いじめは、どの学校にも、どの子どもにでも起こりうるものであり、その責任をいじめられる側に求めるものではない。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することがある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが重要である。

このことを踏まえ、「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意する。

- いじめられた児童の立場に立って見極めること。
- 本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ対策プロジェクトチーム」を活用して行うこと。
- 外見的にはけんかのように見えること、あるいは、一緒に遊んでいるように見えることでも、いじめの要素が潜んでいる可能性があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目すること。
- いじめを受けた児童生徒が、心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童生徒には適切な対応が必要であること。
- 好意からの行為が、意図せず相手の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど十分配慮したうえで対応する必要があること。ただし、このような場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならないこと。
- インターネット上で悪口を書かれたことを児童本人が知らずにいるような場合等、本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童等に対しては、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要であること。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要となる。

(2) いじめの未然防止について

すべての児童を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要である。すべての児童を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。特に、様々な背景がある児童がいることから、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者等との連携を図りながら周囲の児童に対する必要

な指導を組織的に行うことでいじめの防止等に対応することも必要である。

また、学校や社会の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団作りを進めることで、豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要である。

さらに、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることや、自己有用感や充実感を感じられる体験を社会全体でつくることも未然防止の観点から重要である。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を家庭や地域に広め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための普及啓発も必要不可欠なことである。

(3) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなどしながら、わずかな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的に認知することが大切である。

学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して児童を見守る環境づくりを行う。

(4) いじめへの対処について

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、組織的な対応を行うことが大切である。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められます。そのため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をすることが必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活

動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでを含んでいる。そのため、学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視し、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが必要である。

(5) 家庭や地域との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、結果を児童や保護者、地域住民に対し公表し、認知漏れがないか確認する必要がある。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが大切である。

(6) 児童会との連携について

八竜小学校では、児童会を中心に「八竜小子ども人権宣言」を作成し、いじめ根絶月間の時、児童全員で宣言内容を確認し合い、各学級で具体策を立て、毎日の生活の中で実践に移している。

この宣言は、12月の「人権集会」時に、各学年で具体策をあげながら振り返り、それぞれの成果と課題を共有している。

(7) 関係機関との連携について

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や市教育委員会、関係機関の担当者との連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取らなければならない。

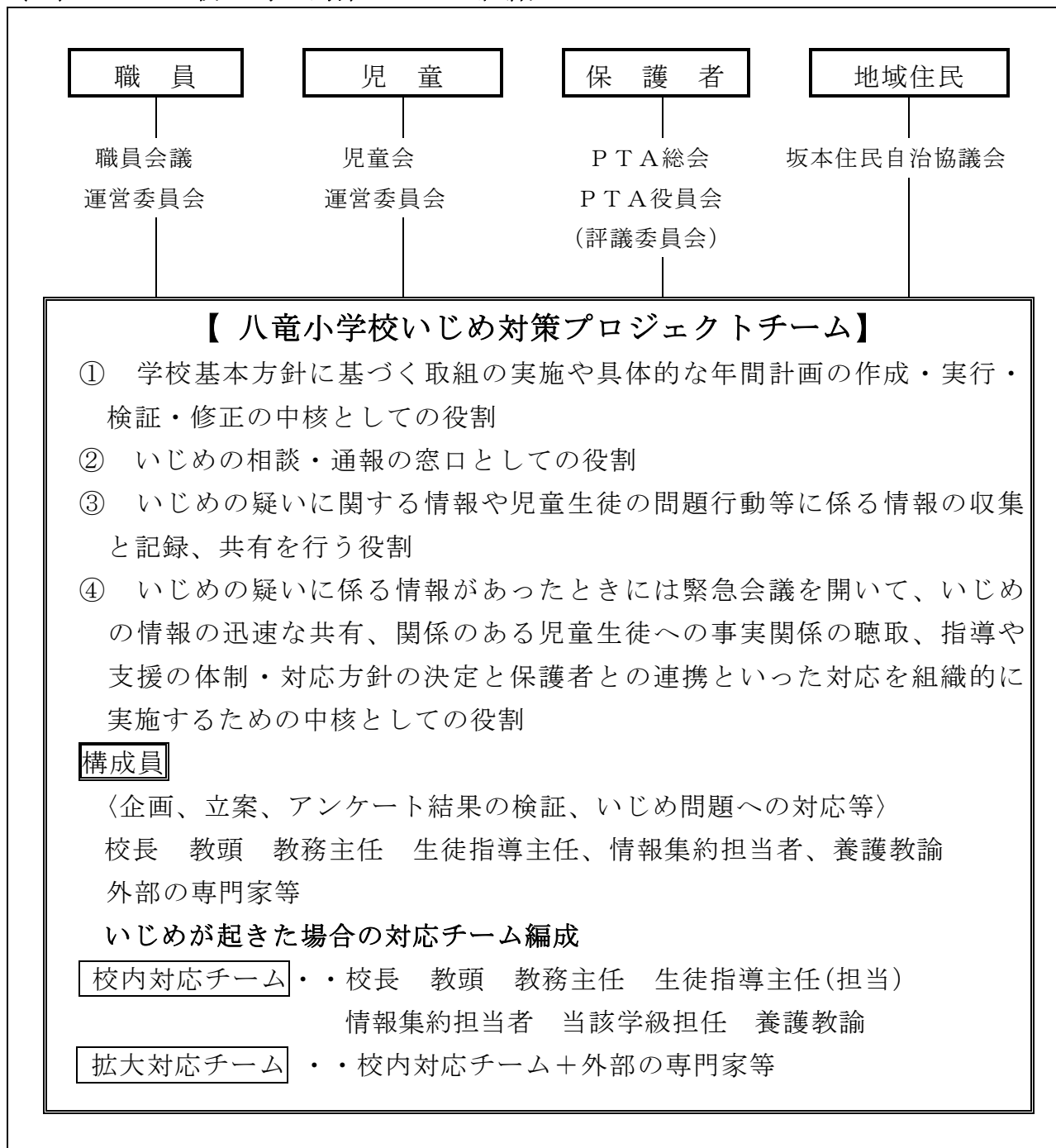
3 本校におけるいじめ等の実態 ～令和2年度「心のアンケート」結果から～

- 学校は、楽しい (56 / 60名)
- いじめられたことがある (8 / 60名)
 - いじめられたことを誰かに話しをした。(5 / 8名)
 - 誰に話をしたか (5名 複数回答)
 - ・担任の先生5 ・担任以外の先生1 ・友達や先輩2 ・家族3
 - いじめられたことを誰にも話さなかった理由 (3名)
 - ・自分で解決できるから3
- いじめは続いているか (8名中)
 - ・続いていない8
- 誰かがいじめられているのを見たり聞いたりしたことがある (5 / 60名)
 - いじめを見たり聞いたりした時、どうしたか。(5名 複数回答)
 - ・話を聞いたり、声をかけたりした。 ・いじめている人に注意した。
 - ・自分の家族に話した。 ・だまってみていた。
 - ・その場を通り過ぎた。
- ネット上で悪口を書いたり仲間はずれをしたりしたことがある (0名)
- ネット上に個人情報を載せたことがある。(3名)
 - ・自分のことはある3

八竜小子ども人権宣言を踏まえた実践がなされているが、誰かがいじめられていることを見たり聞いたりしたときの対応についてまだ十分ではない。また、インターネットに関しては、家庭と連携しながら、取組みを進めていく必要がある。

4 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織



(2) いじめの未然防止のための取組

ア 居場所づくり（わかる授業）、絆づくりの実践

- 自分の考えを伝え合う授業の実践
- 学習規律の徹底のため、八竜小学びのルールを徹底する。
- 人権尊重のうえに立ち、失敗しても認め合い励まし合う雰囲気のある学級を作る。

- 児童の携帯電話等情報通信機器の使用方法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、児童や保護者に対して、使用に関するルールの周知を徹底する。

イ 道徳教育の充実

- 命の大切さを学ばせる体験活動により、自尊感情を高め、授業を通して道徳的実践力を高める。
- 「命を大切に作る心」を育む指導プログラムにより、発達段階を考慮した指導を学校全体で取り組む。

ウ 児童会活動の充実

- 「八竜子ども人権宣言」を全校児童が理解し、学級毎にその具体策を考え実践し、定期的な検証により、共生の定着を図る。
- 人権子ども集会・フェスティバルinやつしろ等に参加し、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てるとともに、その成果を全校集会で報告し、毎日の実践に生かす。

エ 小中一貫・連携教育の取組

- 「八代型小中一貫・連携教育」を推進し、「育ちの連続性」を図ることで、児童の不安感を軽減するとともに異年齢交流等により自己有用間を育て、いじめの未然防止につなげる。
- 人権同和教育レポート研修により、共生を意識した9年間の取組を検証し、課題の共有と課題解決に向けた協働を図るようにする。

オ 体験活動の充実

- 自然体験活動、勤労生産体験活動、交流体験活動の3つの分野で、年間計画に沿った活動を充実させる。
- 多様な体験活動を授業等の中に適切に位置づけ、生命尊重の視点から児童の思いをさらに深めるようにする。

カ 校内研修の取組

- 事例研究や参加体験型の研修を取り入れるなどし、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高める取組を行う。
- 教職員としての基本的資質や専門性を向上させる研修内容を実施する。

キ 生徒指導充実月間の取組

- 取組の趣旨を理解し、その対応を共通実践する。
- 実践の検証や修正を実態応じて柔軟に実施していく。

ク 「命を大切に作る心」を育む指導プログラムの活用

- 指導プログラムの学習内容をさらに深めた講話にするために活用する。
- 生徒指導充実月間の取組との連携を図り、生命尊重を柱にした取組を重点的に行う。

(3) いじめの早期発見のための取組

ア 定期的なアンケート及び教育相談の実施

- 生活アンケートや点検表などのチェックリストを効果的に活用する。
- 諸アンケートによる情報を基に、対策を検討し、全職員での協働による取組を行う。
- 児童に対して、傍観者とならず、誰かに助けを求めることを含むいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- 児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員等に報告することが児童にとって多大な勇気を要することを踏まえ、児童からの相談については、迅速かつ丁寧に対応するとともに日頃から「SOSの出し方に関する教育」の充実を図る。

イ 校内相談窓口の設定と周知

- 担任等の教職員と児童との信頼関係をつくるとともに、いつでも安心して相談できる時間と場所を設定しておく。
- 全ての子どもたちに、いつでも相談できる環境があることを分かりやすく説明し、理解させておく。
- スクールカウンセラー等の活用にあたっては、関係職員との情報共有の仕組みを整え、児童が気軽に相談できる環境づくりを行う。

ウ 電話相談窓口等の周知

- 県や市の担当課からのカード等を配布するとともに、児童の発達段階に応じた説明を丁寧に行う。

エ 特別支援教育の視点から

- 「共生」という考えの下、インクルーシブ教育を心がける。
- 児童一人一人の個性に応じた個別指導や相談を行う。

オ 日々の観察

- 組織あげて児童一人一人の様子を把握する。
- 日々の情報交換により、情報の共有化と的確な対応ができるようにする。

(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画

	学校行事	道徳（主題名）	人権学習	学活
4月	入学式 合同歓迎遠足	1年生のお世話係 友だち屋 学校大すき みんなでたのしく 1枚の写真から		組織づくり
5月	運動会	みんなみんないきている およげないリスさん 陽子ドンマイ さかあがり 今の私にできること	八竜子ども人権宣言 (全校) 人権レポート校内研修	八竜子ども人権宣言 (各学年) 八竜アンケート※毎月
6月	集団宿泊教室 (5・6年) いのちと防災を考 える週間 心のきずなを深める 月間	やさいむらのこどもたち 大切ないのち ガンジーの怒り わたしのしたこと お誕生日列車	なかよし集会 中学校区人権レポート研 修会	心のきずな集会に向けて
7月		グミの木と小鳥 良太の判断 かよこ桜 とびうおのぼうやはびょうき です		情報モラル学習 (各学年)
8月		ドッチボールを百倍楽しくす る方法	人権教育諸研修	
9月		おかあさんへ ないた赤おに ゲームの約束		
10月	修学旅行※隔年 (5・6年)	席が空いているのに 道しるべ すてきなことば「あふたあゆ う」 ぼくたちの運動場	県人教大会	二分の一成人式を開こう
11月	学習発表会	さるとかに いちょうのきをまもるために くやしかったこと モメントヘーテ 精一杯生きる 生きる力を引き出す笑い 正信君を犯人にしたのは誰か	人権月間の取組 人権フェスティバル in や つしろ	なかよし集会に向けて
12月		最後の一葉 命のおにぎり 十六番目の代表選手 くるいねこ	なかよし集会	なかよし集会
1月	給食週間	四人五きやく 笑顔の花代作戦	人権文集作成	心のアンケート
2月		金栗たび ミレーとルソー いのちと向き合う人生 赤い灯ゆれろ ふるさと 森の都くまもと 二羽のことり きょうりよくクラス	人権教育実践のまとめ	性教育月間 たいせつないのち
3月	卒業式	うみねことたんぼぼ わたしものがたり 五百人からもらった命 助けられた命		

	総合的な学習の時間	児童会活動(運営委員会)	校内研修・評価	保護者や地域住民との連携
4月	地域や施設の方々と のふれあい	合同遠足の企画・立案	研修計画作成	住民自治会での意見 交換 家庭訪問
5月				一灯園との交流
6月	水俣に学ぶ肥後っ子 教室	心のきずな集会の企 画・運営 縦割り班活動企画・運営	人権同和教育レポート 研究会	
7月	安全で安心な食事を 考える			懇談会
8月				
9月		縦割り班活動企画・運営		
10月	長崎平和学習 (修学旅行)	縦割り班活動企画・運営		自由参観
11月	なかよし学習 二分の一成入式	縦割り班活動企画・運営	学習発表会	懇談会 P T A親睦レクレ ーション
12月		なかよし集会の企画 ・運営	第3回学校評議委員会	
1月		縦割り班活動企画・運営		
2月		縦割り班活動企画・運営		学校アンケート
3月			第4回学校評議委員会	懇談会

(5) 学校におけるいじめへの対処

ア いじめについての事実確認

- 正確な情報を基に、担任等、当該児童に一番近い教職員が話を聴き、いじめに係る情報を適切に記録する。
- 話を聴く時は、複数体制をとり、保護者にも事実確認を行うとともに迅速に管理職に報告をする。
- いじめ対策プロジェクトチーム等を立ち上げ、情報共有を行い、事実関係確認後、組織的に対応方針を決定する。

イ いじめられている子どもへの対応

- 担任等、当該児童に一番近い教職員が真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。
- いじめ解決に向かわせる決意を伝え、いじめられている子どもを徹底して守り通す姿勢を示す。
- 必要に応じてスクールカウンセラー等を要請し、連携して心のケアを行う。
- 児童が安心して登校できる環境をつくる。
- 家庭や外部の関係機関等との連携を図る。

ウ いじめている子どもへの対応

- 当該児童が落ち着いて自らの言動を顧みることができる場を確保する。
- 当該児童の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、教職員全員の共通理解、保護者の協力。関係機関等との連携のもと毅然とした態度で指導する。
- 自らの長所を再確認させ、それを活かした生活の在り方に気づかせる。
- 発達段階に応じて、児童に「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任が問われたりすることを指導する。

エ 周囲の子どもへの対応

- 「いじめは許されない」という毅然とした姿勢で子どもを指導する。
- 学級活動、児童会活動を通して、いじめ解決への方策を考えさせる。
- いじめられた子どもを、集団として支える体制づくりを進める。

オ いじめを受けた児童の保護者への対応

- 家庭訪問をし、誠意を持って子どもの状況を正確に伝え、家庭の協力をお願いする。
- 保護者の思いを十分に聞きつつ、今後の指導の方向性と解決への見通しを伝える。
- 情報を正確に伝え、指導についての経過報告を継続的に行う。

カ いじめた児童の保護者への対応

○校長を中心にし、いじめの事実を冷静かつ正確に伝える。

○一方的に話すことのないよう十分に配慮する。

○「いじめの事実があり、自分の子どもがいじめた」ということを保護者に理解してもらうよう事前に対応を工夫しておく。

○いじめられた児童とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

ク 保護者全体への対応

○事実に基づく適切な情報の提供を行い、誤解や動揺が広がらないよう、各家庭からの協力をお願いする。

○関係する子どもや保護者のプライバシーを尊重するとともに、各家庭でもいじめ問題の解決に向けて、できることを話し合ってもらいよう願います。

○今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の二つの要件(ア)及び(イ)が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

a 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。

b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は、「八竜小学校いじめ対策プロジェクトチーム」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

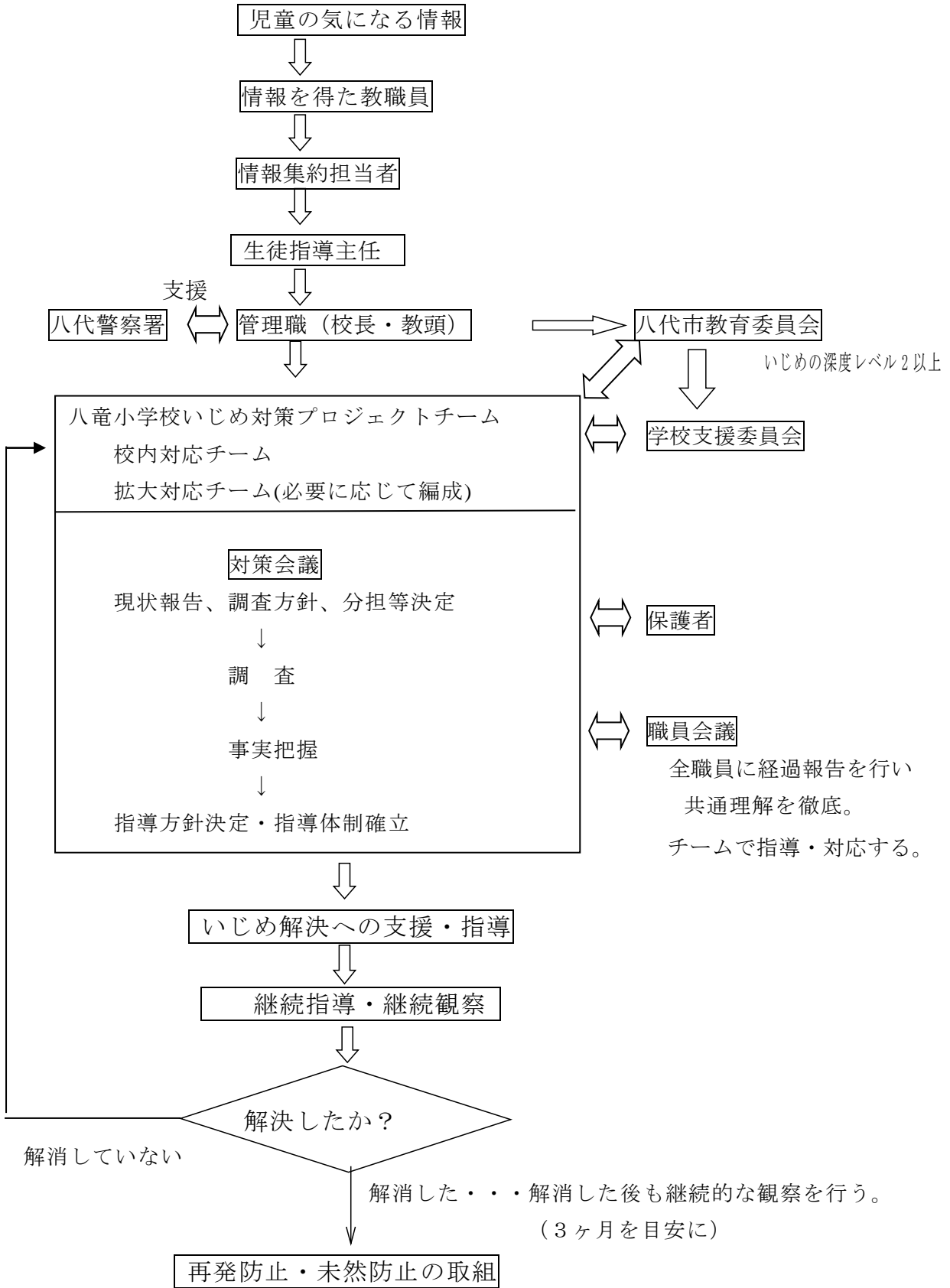
a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「八竜小学校いじめ対策プロジェクトチーム」においては、いじめが解消に至るまで、被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階にすぎず、

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察する。

(7) いじめへの対処の流れ



(8) いじめの防止等への取組の評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握、いじめ防止の取組や早期発見に努め、マネジメントサイクルにより以下の内容を確実に検証する。

- いじめの調査及び分析に関わる内容
- いじめ防止に関わる内容
- いじめの早期発見に関わる内容
- いじめの再発防止に関わる内容
- いじめ防止に対する教職員の指導及び連携に関わる内容
- 関係機関との連携に関わる内容

5 重大事態への対処

【重大事態とは】

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童が自殺を企図した場合等
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日とし、一定期間連続して欠席しているような場合等

※重大事態が発生した際は、迅速に以下の対応を行う。

【重大事態発生時の対処】

- 重大事故が発生した場合は、校長が八代市教育委員会へすみやかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対する関係機関による組織を設置する。
また、校長を代表とする校内対応チームを編成する。
- 上記組織を中心に、事実関係を明らかにするための調査、事実把握を行う。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、教育委員会及び所轄警察署と連携し、厳正に対処する。
- いじめを行った児童への指導を行う。指導者は、対応チームで選定する。
- いじめを受けた児童への支援を行う。支援者は、対応チームで選定する。
- 周囲の児童への指導を行う。指導は、校長の指示を受けた生徒指導主任を中心にした組織で行う。
- 経過を観察し、対応チームで状況に合わせた対策を行う。

6 基本方針の見直し及び公表

学校は、策定した基本方針について適宜見直しを図り、実態に対応できるようにする。また、策定した基本方針は、学校のホームページに掲載し、保護者へ公表する。